

伊賀市  
ごみ分別収集・処理体制見直し業務

令和 2 年 2 月

伊 賀 市



# 目 次

1. ごみの分別収集等見直しの目的 .....	1
2. 分別の見直し対象区分の位置付け .....	1
3. ごみ収集体制及び搬入量等の現状 .....	2
4. ごみ分類別の搬入量 .....	8
5. 可燃ごみの性状 .....	9
6. 可燃ごみの処理量実績 .....	11
7. 新分別区分 .....	12
7-1 硬プラ・革製品類について .....	12
7-2 リチウムイオン電池など .....	12
7-3 分別区分の変更 .....	13
8. 収集回収の変更 .....	18
9. 移行にあたって .....	19
9-1 周知方法 .....	19
9-2 移行時期 .....	19
10. 今後の課題 .....	20



## 1. ごみの分別収集等見直しの目的

伊賀市（青山町を除く）（以下「伊賀北部」という。）の可燃ごみは、「さくらリサイクルセンター」において、固形燃料化（RDF 化）し、三重県企業庁が運営する「RDF 発電所」において、有効な燃料としてサーマルリサイクル（発電・売電）されてきました。

しかし、2019 年 9 月末日をもって「RDF 発電所」が停止することとなったことから、停止後の可燃ごみの処理について、「伊賀市における廃棄物処理のあり方検討委員会」において検討され、平成 26 年 3 月に「伊賀市における廃棄物処理のあり方検討に対する最終答申」（以下「最終答申」という。）が示されました。

この最終答申において、「本市単独での施設整備は財政面等からも効率的では無いことから、名張市との広域化処理を基本理念とし、広域化に向けた実効性のある協議を行う。」と答申されました。

そこで、伊賀南部（名張市、青山町）との分別収集区分の違いを整合するべく、ごみの分別区分等の見直しを実施することを目的とします。

## 2. 分別の見直し対象区分の位置付け

伊賀北部のごみ収集・運搬から中間処理、最終処分については、伊賀市で処理を行っています。また、青山地区（以下「伊賀南部」という。）については、名張市のごみと一緒に伊賀南部環境衛生組合で処理されています。

伊賀北部と伊賀南部との分別区分を比較すると、「資源ごみ」に大きな相違点は見られません。一方、「可燃ごみ」については大きな相違点は見られないものの、伊賀北部の「硬プラ・革製品類」の分別区分は、伊賀南部には設定されていません。そのため、「資源ごみ」については現状区分での対応とし、伊賀北部の分別区分の見直しの対象は、「硬プラ・革製品類」とします。

可燃ごみの品目例を表 2-1 に示します。

表 2-1 可燃ごみの品目例

分別区分		品目例	
		伊賀北部	伊賀南部
燃えるもの	可燃ごみ（燃やすごみ）	生ごみ、紙くず、草・落ち葉、汚れの落ちない容器類、下着類等	生ごみ、紙くず、草・枝木類、汚れの落ちない容器類、繊維類等
	硬プラ・革製品類	硬質プラスチック、革・ビニール製品類、ふとん・カーペット類、剪定枝・木片等、毛布*	—

( )：伊賀南部の分別区分

\*：平成 29 年 4 月から、毛布は分別区分を「紙・布類」から「硬プラ・革製品類」に変更になりました。

### 3. ごみ収集体制及び搬入量等の現状

これまで伊賀北部の「可燃ごみ」や「硬質プラ・革製品類」は、さくらリサイクルセンターのRDF化施設においてRDF化して、「三重ごみ固形燃料発電所」においてサーマルリサイクルされてきました。しかし、RDF発電所の停止に伴い、現在では一時的な措置として「可燃ごみ」と「硬質プラ・革製品類」は、さくらリサイクルセンターを中継施設として収集後、市内の民間焼却施設へ運搬され焼却されています。

一方、伊賀南部の「燃やすごみ」は、伊賀南部環境衛生組合のごみ焼却施設において適正に処理されています。ごみ処理フローを図3-1に示します。

また、現状の分別収集の状況を表3-1に、分別形態及び処分方法を表3-2に示します。

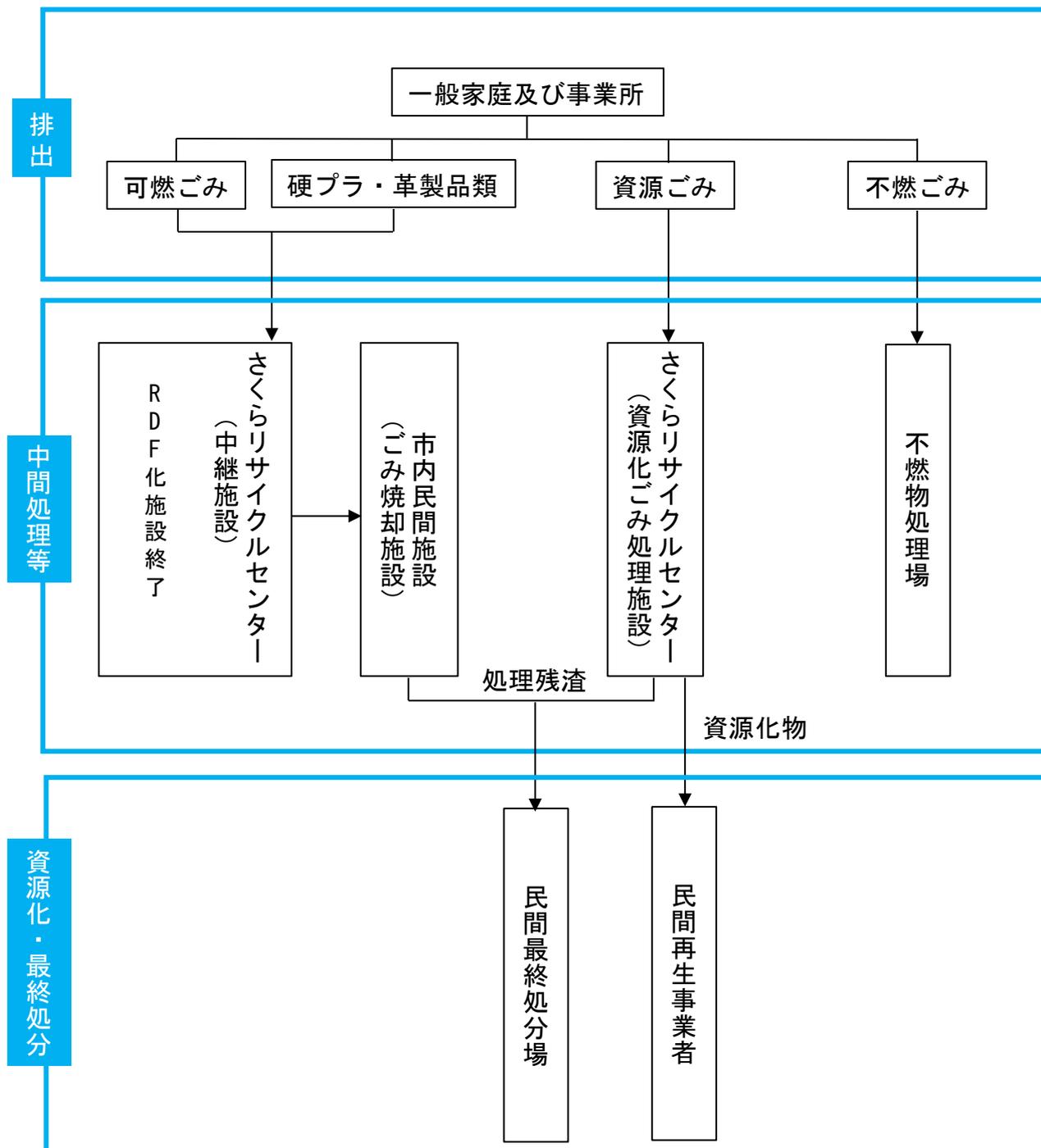


図 3-1 (1) ごみ処理フロー (伊賀北部)

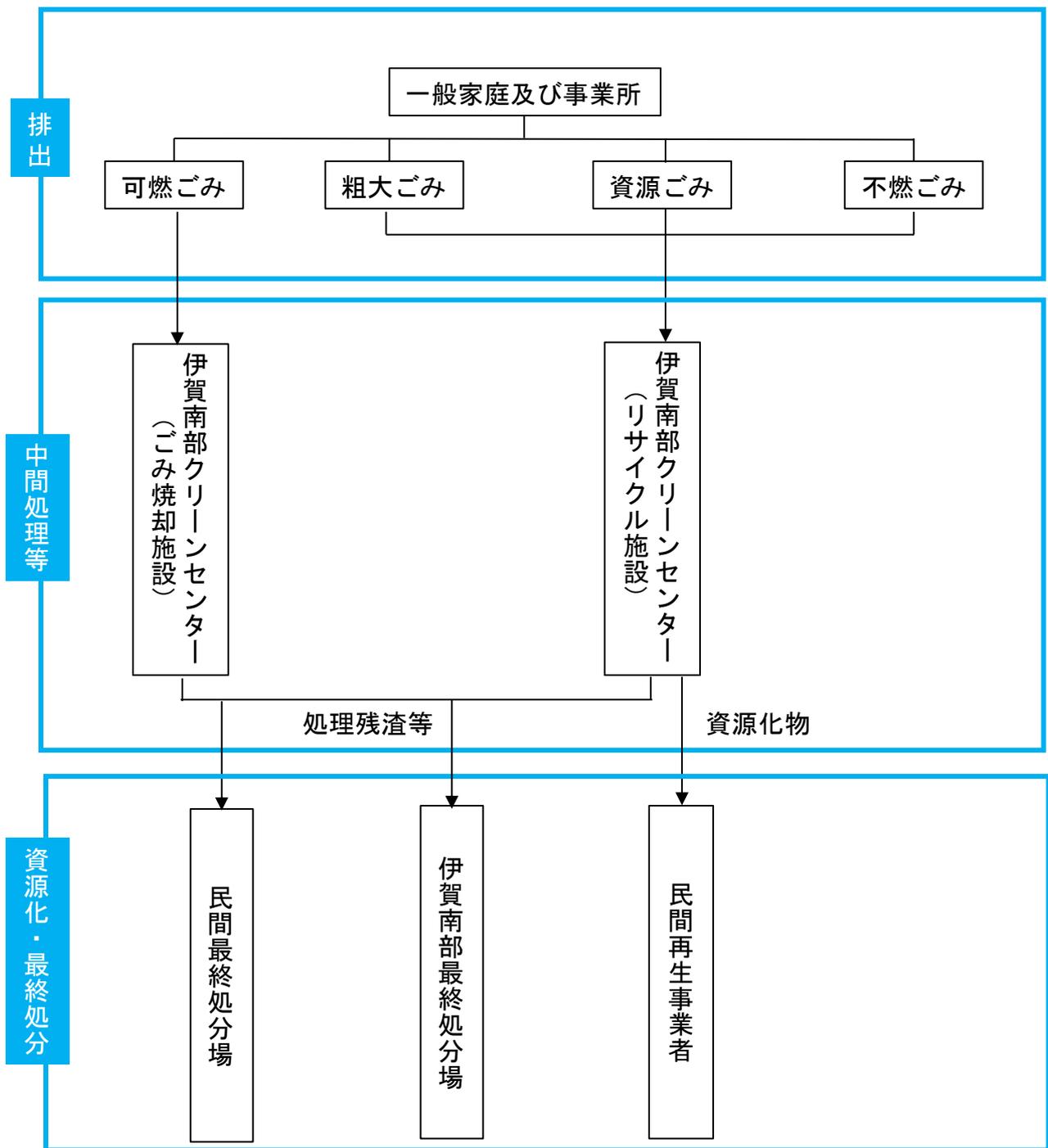


図 3-1 (2) ごみ処理フロー (伊賀南部)

表 3-1(1) 分別区分と収集方法（伊賀北部）

【伊賀北部】（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）

分別区分		品目例	収集日	指定集積場	
燃えるもの	可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず（ティッシュ、カーボン紙、写真など）、草・落ち葉、汚れの落ちないラップ類・容器等、アルミ箔、おむつ、下着類など	週 2 回	指定ごみ袋	
	硬プラ・革製品類	バケツ、洗面器、CD、靴、かばん、ゴムホース、カーペット、ふとん、毛布、ぬいぐるみ、枝木類、トロ箱、汚れの落ちないボトル類など	月 1 回	ごみ袋等※	
燃えないもの （資源）	容器包装プラスチック	カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ類、ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	週 1 回	ごみ袋	
	びん類	無色透明	飲食料用のびん、飲食料品用びん、調味料のびん	月 1 回	回収箱
		有色			
	金属類	小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類、傘、スチール缶、ホットカーペットなど	月 1 回	回収箱	
	ペットボトル	[PET1 マークのあるもの] 飲料用容器・特定調味料の容器	月 1 回	回収容器	
	アルミ缶	[アルミマークのあるもの] 飲料用の缶	月 1 回	ごみ袋	
	埋立ごみ	危険物（カセットボンベ、スプレー缶、ライター）、テープ類（ビデオテープ、カセットテープ）、ガラス・せともの・乾電池類、その他（カイロ、割れたびん、汚れたびんなど）	年 6 回	ごみ袋・回収箱	
	廃食用油	植物性食用油	年 4 回	回収容器	
	紙・布類	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙類、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど） 衣類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど） 古布類（シーツ、タオルなど）	月 1 回	布はごみ袋	
水銀使用廃品（*1）	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管	随時	回収箱		
粗大ごみ	タンス、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	随時	集積場※		

※：50cm 以上であれば、戸別収集

\*1：平成 28 年 4 月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成 29 年 6 月から蛍光管の拠点収集を開始。

資料：伊賀市一般廃棄物処理実施計画（H31 年度）

表 3-1(2) 分別区分と収集方法（伊賀南部）

【伊賀南部】（青山支所管内）

分別区分		品目例	収集日	指定集積場	
燃やすごみ		生ごみ、再生できない紙くず、草・生花、植木の枝、汚れのあるプラスチック製ボトル・チューブ類、ぬいぐるみ、靴下・帽子・クッション・枕、靴・かばん類、小さな木製品・保冷剤・カイロなど	週 2 回	指定ごみ袋	
燃やさないごみ		プラスチック製品類（バケツ、洗面器、CDなど）、ガラス・せとの類、小型電化製品（アイロン、ポット、炊飯器、携帯電話など）、その他（刃物など）	月 2 回	ごみ袋	
容器包装 プラスチック		〔プラマークのあるもの〕 カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など	週 1 回	ごみ袋	
ライター		ライター	月 1 回	回収容器	
粗大ごみ		タンス、机、ソファ、ベット、ふとん、毛布、マットレス、じゅうたん、ストーブ、ファンヒーター、こたつ、扇風機、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	戸別 収集		
資源	びん 類	無色透明	飲料用のびん、飲食品用のびん、調味料のびん	月 1 回	回収かご
		茶色			
		その他の色			
	缶類		アルミ缶、スチール缶、スプレー缶	月 1 回	回収かご
	ペットボトル		〔PET1 マークのあるもの〕 飲料用容器・特定調味料の容器	月 1 回	回収容器
	白色食品トレイ		鮮魚、肉、野菜などの白色の発泡スチロール製トレイ	月 1 回	回収容器
	廃食用油		植物性食用油	年 4 回	回収容器
	体温計・温度計 蛍光管・電球		水銀式体温計・温度計、蛍光管、電球	年 4 回	回収容器
	乾電池類		乾電池類	年 4 回	回収かご
	金属類		鍋、釜、やかん、フライパン、スプーン、フォーク、小型の金属製品など	年 4 回	回収かご
古紙・古布類		新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙袋、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど） 布類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど）	月 1 回	紙類は種類ごとに縛る	

資料：伊賀市一般廃棄物処理実施計画（H31 年度）

表 3-2(1) 分別区分による収集形態と処分方法（伊賀北部）

【伊賀北部】（上野・伊賀・島ヶ原・阿山・大山田支所管内）

分別区分		収集形態	収集回数	処分方法
燃えるものも	可燃ごみ	委託業者	週 2 回	市内民間施設において焼却処理 (令和元年 8 月から)
	硬プラ・革製品類	委託業者	月 1 回	市内民間施設において焼却処理 (令和元年 6 月から)
燃えないもの (資源)	容器包装プラスチック	委託業者	週 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	びん類	委託業者	月 1 回	回収選別後、容リ協会へ再生委託
	金属類	委託業者	月 1 回	破碎処理後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	アルミ缶	委託業者	月 1 回	圧縮形成後、民間業者へ再生委託
	埋立ごみ ①危険物 ②テープ類、ガラス・せと もの・乾電池類、その他	委託業者	年 6 回	①処理後、民間業者へ再生委託 ②埋立処分委託
	廃食用油	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	紙・布類	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	使用済小型家電製品	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
	水銀使用廃品 (*1)	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託
粗大ごみ	直営	随時	破碎処理後、ごみ固形燃料化処理または、 民間業者へ再生委託	

\*1：平成 28 年 4 月から水銀使用の体温計、温度計、血圧計の拠点収集、平成 29 年 6 月から蛍光管の拠点収集を開始。  
資料：伊賀市一般廃棄物処理実施計画（H31 年度）

表 3-2(2) 分別区分による収集形態と処分方法（伊賀南部）

【伊賀南部】（青山支所管内）

分別区分	収集形態	収集日	処分方法	
燃やすごみ	委託業者	週 2 回	焼却処理	
燃やさないごみ	直営・委託	月 2 回	破砕処理後、焼却または埋立処理	
容器包装プラスチック	直営・委託	週 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託	
ライター	委託業者	月 1 回	破砕処理後、焼却または埋立処理	
粗大ごみ	直営	戸別収集	破砕処理後、焼却または埋立処理並びに売却	
資源	びん類	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	缶類	委託業者	月 1 回	圧縮破砕後、民間業者へ再生委託
	ペットボトル	委託業者	月 1 回	圧縮梱包後、容リ協会へ再生委託
	白色食品トレイ	委託業者	月 1 回	選別後、容リ協会へ再生委託
	廃食用油	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	体温計・温度計 蛍光管・電球	委託業者	年 4 回	破砕後、民間業者へ再生委託
	乾電池類	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	金属類	委託業者	年 4 回	回収後、民間業者へ再生委託
	古紙・古布類(*1)	委託業者	月 1 回	回収後、民間業者へ再生委託
	使用済小型家電製品	直営	随時	回収後、民間業者へ再生委託

\*1：桐ヶ丘地区は独自回収を実施。

資料：伊賀市一般廃棄物処理実施計画（H31 年度）

#### 4. ごみ分類別の搬入量

伊賀市（伊賀北部・伊賀南部）の過去5年間のごみ分類別搬入量の推移では、若干減少傾向であり、平成29年度の集団回収量を入れた総計は26,905 tでした。

伊賀市（伊賀北部・伊賀南部）の過去5年間のごみ分類別搬入量を表4-1及び図4-1に示します。

表4-1 伊賀市（伊賀北部・伊賀南部）のごみ分類別搬入量

(単位：人口：人、その他：t/年度)

項目		年度				
		平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
人口		93,849	92,905	94,847	94,007	93,120
可燃ごみ	生活系収集	1,8561	17,887	17,008	16,911	16,303
	生活系直接搬入	488	535	620	639	649
	事業系	3,479	3,481	4,470	4,830	5,511
	合計	22,528	21,903	22,098	22,380	22,463
不燃ごみ	生活系収集	407	406	396	383	372
	生活系直接搬入	397	445	377	363	378
	事業系	66	96	77	132	143
	合計	870	947	850	878	893
資源ごみ	生活系収集	3,137	2,820	2,924	2,806	2,346
	生活系直接搬入	118	198	226	175	175
	事業系	292	274	268	272	153
	合計	3,547	3,292	3,418	3,253	2,674
粗大ごみ	生活系収集	39	210	174	162	183
	生活系直接搬入	152	575	79	71	69
	事業系	9	6	9	12	7
	合計	200	791	262	245	259
集団回収量		1,688	1,570	656	616	616
ごみ搬入量総計		28,833	28,503	27,284	27,372	26,905

資料：一般廃棄物処理事業のまとめ 三重県

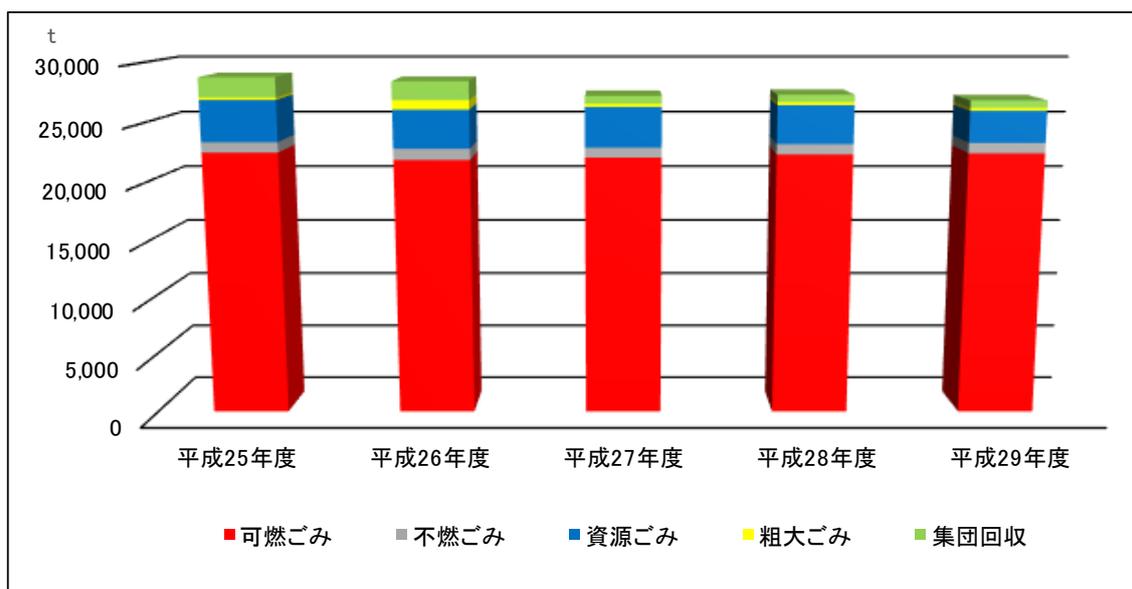


図4-1 伊賀市（伊賀北部・伊賀南部）のごみ分類別搬入量

## 5. 可燃ごみの性状

伊賀北部の可燃ごみの性状（5ヶ年平均）は、「紙・布」が50.6%を占め、次いで「硬プラ・革製品類」で22.4%、「厨芥類」で14.9%となっています。

また、伊賀南部の可燃ごみの性状（5ヶ年平均）は、「紙・布」が43.7%を占め、次いで硬プラ・革製品類で27.5%、木・竹・わらで10.7%となっています。

両地区の「可燃ごみ」の性状は、「紙・布」及び「硬プラ・革製品類」が多く、全体の約70%を占めています。

分別区分の対象とした「可燃ごみ」について、伊賀北部及び伊賀南部の性状を表5-1及び図5-1に示します。

表 5-1(1) 可燃ごみの性状（伊賀北部）

伊賀北部（さくらリサイクルセンター）

単位：%

組成 \ 年度	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	5ヶ年平均
紙・布	35.0	52.5	54.0	57.6	54.1	50.6
硬プラ・革製品類	21.8	14.1	25.0	22.9	28.0	22.4
木・竹・わら	8.3	18.2	10.4	6.6	0.6	8.8
厨芥類	30.7	9.1	8.4	9.4	16.9	14.9
不燃物	0.3	2.0	0.7	0.9	0.1	0.8
その他	3.9	4.1	1.5	2.6	0.3	2.5

資料：一般廃棄物処理事業のまとめ 三重県

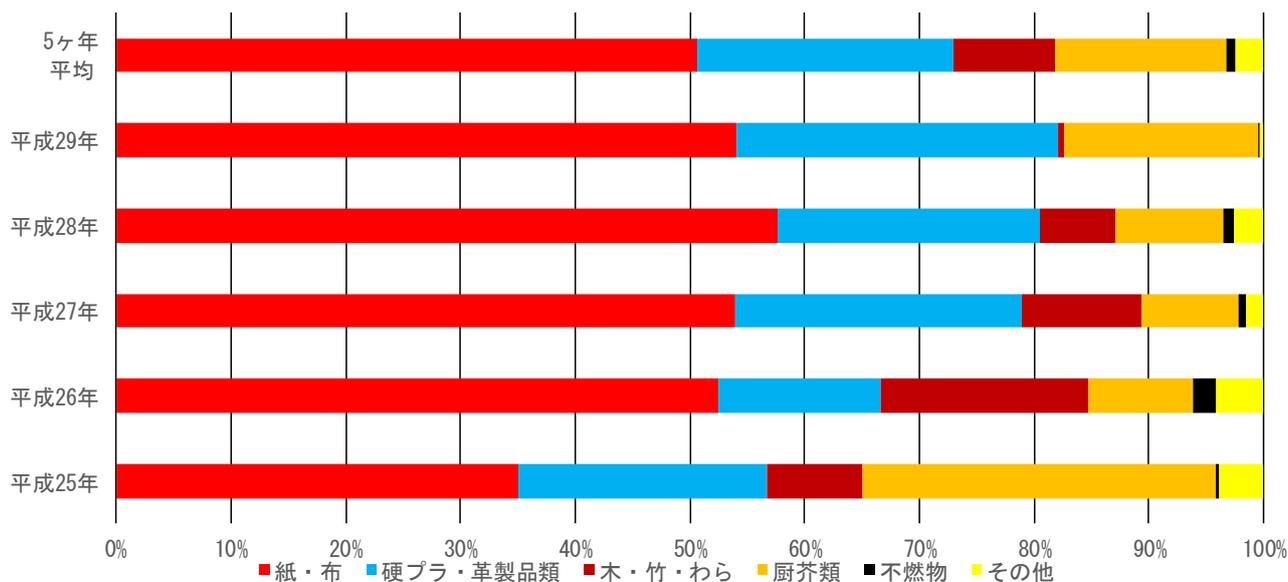


図 5-1(1) 可燃ごみの性状（伊賀北部）

表 5-1 (2) 可燃ごみの性状 (伊賀南部)

伊賀南部 (伊賀南部環境衛生組合)

単位 : %

組成	年度					5ヶ年平均
	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	
紙・布	45.3	36.0	52.7	38.9	45.7	43.7
硬プラ・革製品類	21.7	26.5	24.7	29.4	35.4	27.5
木・竹・わら	16.3	12.6	9.9	6.0	8.6	10.7
厨芥類	9.2	10.0	5.9	14.0	3.5	8.5
不燃物	0.6	10.3	1.6	4.2	2.1	3.8
その他	6.9	4.6	5.2	7.5	4.7	5.8

資料 : 一般廃棄物処理事業のまとめ 三重県

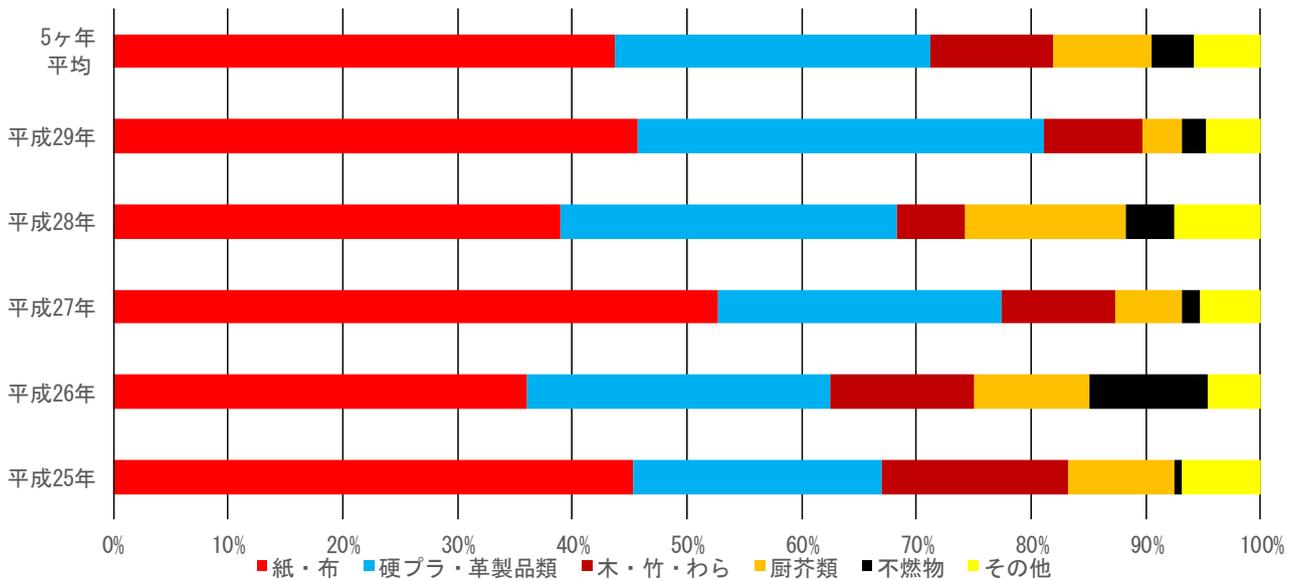


図 5-1 (2) 可燃ごみの性状 (伊賀南部)

## 6. 可燃ごみの処理量実績

分別区分の対象となる伊賀北部の「可燃ごみ」と「硬プラ・革製品類」の処理量の実績は、3ヶ年平均で「可燃ごみ」が18,656t、「硬プラ・革製品類」が1,842tとなっています。

伊賀北部の「可燃ごみ」と「硬プラ・革製品類」の処理量の実績を表6-1及び図6-1に示します。

表6-1 「可燃ごみ」と「硬プラ・革製品類」の廃棄物量の実績（伊賀北部）

(単位：t)

項目 \ 年度	平成28年	平成29年	平成30年	3ヶ年平均
可燃ごみ	18,939	18,692	18,337	18,656
硬プラ・革製品類	1,745	2,087	1,695	1,842
合計	20,684	20,779	20,032	20,498

※資料：さくらリサイクルセンター

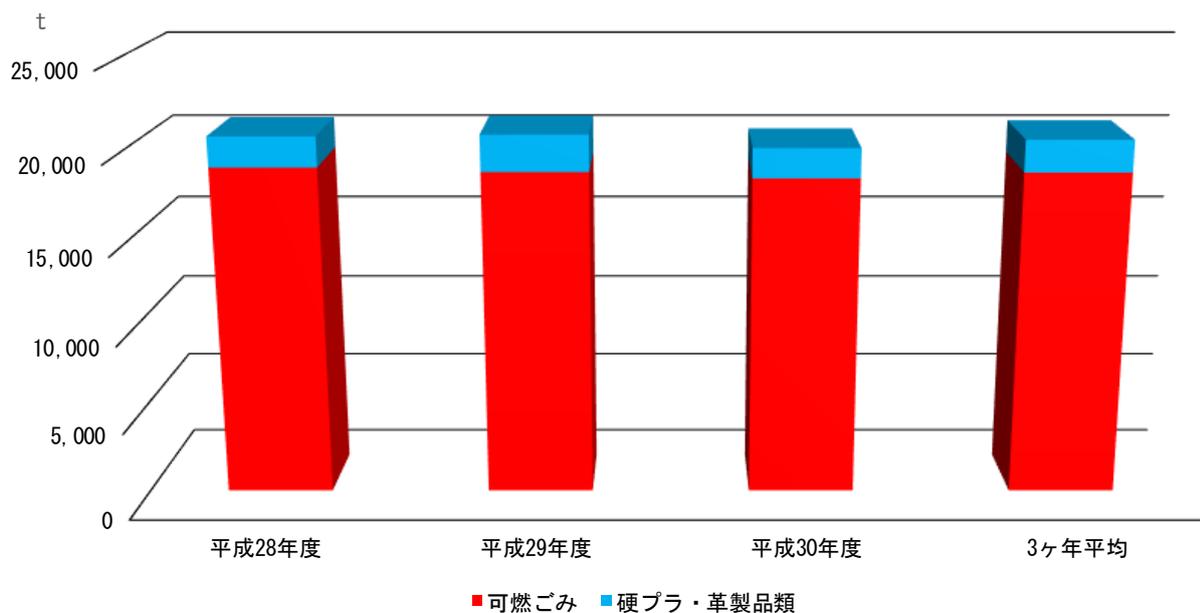


図6-1 「可燃ごみ」と「硬プラ・革製品類」の廃棄物量の実績（伊賀北部）

## 7. 新分別区分

### 7-1 硬プラ・革製品類について

伊賀市の「資源・ごみ分別ガイドブック」(H26.4改訂)から、伊賀南部で該当する品目及び分別区分と整合し、分別区分の整理をしました、品目及び分別区分の一覧は巻末資料集に添付します。

これらの結果から、伊賀北部で「硬プラ・革製品類」に該当する品目は156品目あり、そのうち24品目については、伊賀南部に該当するものではありません。

伊賀南部で該当した142品目のうち、「硬プラ」の主な分別区分は「燃やさないごみ」、「革製品類」の主な分別区分は「燃やすごみ」とされています。

また、上記の「硬プラ・革製品類」に該当する品目は156品目以外にも、伊賀北部の「粗大ごみ」や「紙・布類」などの中には、分別区分ではなく「出し方ワンポイント」の注釈により「硬プラ・革製品類」と指定している品目が14品目あります。

「硬プラ」については、前回の分別区分の変更の際には売却ができましたが、現状では売却ができない状況となっています。また、「可燃ごみ」の焼却にはキルンストーカ炉を使用しており、投入口が大きく硬プラなども細断なしで投入できることや市民のごみの分別負担の軽減を踏まえ、「硬プラ・革製品類」は「燃やすごみ」(一部ふとん等は粗大ごみ)として区分します。

### 7-2 リチウムイオン電池など

廃棄物処理施設内において、廃棄されたリチウムイオン電池及びリチウムイオン電池を使用した製品の収集・運搬、又は処分の過程において、プラスチックなどの可燃性のごみや破碎するごみにまぎれ込むことによる、発煙・発火等の事故が多発しています。

(公財)日本容器包装リサイクル協会の報告では、全国の再生処理業者での発煙・発火トラブル件数は、平成29年度56件から令和元年度1月末時点で256件まで増加しており、さくらリサイクルセンターにおいても同様に、リチウムイオン電池によるものとみられる火災が近年多発しています。

全国の再生処理業者での発煙・発火トラブル件数の推移を図7-1に、発煙・発火トラブル件数を表7-1に示します。

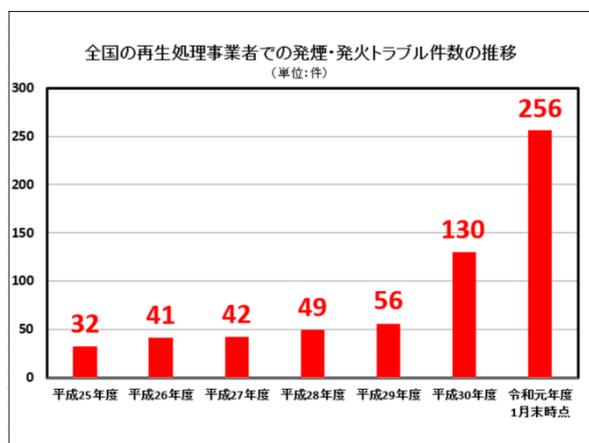


図7-1 全国の再生処理事業所での発煙・発火トラブル件数の推移

資料: (公財)日本容器包装リサイクル協会 (<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>)

表 7-1 発煙・発火トラブル件数

名称	年度						
	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年 1月末
全国再生処理事業者	32	41	42	49	56	130	256

環境省は、各都道府県一般廃棄物行政主管部へ「リチウムイオン電池の適正処理について」（令和元年 8 月 巻末資料集に添付）において、火災事故を防止するための対策をとるよう、貴管内市町村に対し周知を指示しています。

これらの現状を踏まえ、分別区分の見直しに、リチウムイオン電池などについても追加します。

### 7-3 分別区分の変更

分別区分の変更は、第 1 段階として住民の分別負担の軽減を踏まえ、「硬プラ・革製品類」を「燃やすごみ」（一部ふとん等は粗大ごみ）とするとともに、発煙・発火事故が多発している「リチウムイオン電池（リチウムイオン電池を内蔵した小型家電を含む）」を、第 1 段階での分別区分の変更とします。

第 2 段階では、RDF の燃料として適していないため「埋立ごみ」に分別区分されていた「使い捨てカイロ」を「燃やすごみ」へ変更する予定としています。その際、「容器包装プラスチック」を「燃やすごみ」に変更することを検討しています。

なお、名張市では次年度（令和 2 年 4 月）より、「容器包装プラスチック」を「燃やすごみ」へと変更することとしており、将来的な名張市・青山地区を含めた一般廃棄物の広域化処理を勘案すると、伊賀北部においても「容器包装プラスチック」を「燃やすごみ」へ変更することもやぶさかでないと考えます。

なお、第 2 段階の時期については、今後の住民ニーズを見据えながら、柔軟に対応して進めます。

分別区分の変更のイメージを図 7-2 及び表 7-2 に、第 2 段階開始後の分別区分イメージを表 7-3 に示します。

・第1段階（2021年度 or.2022年度予定）

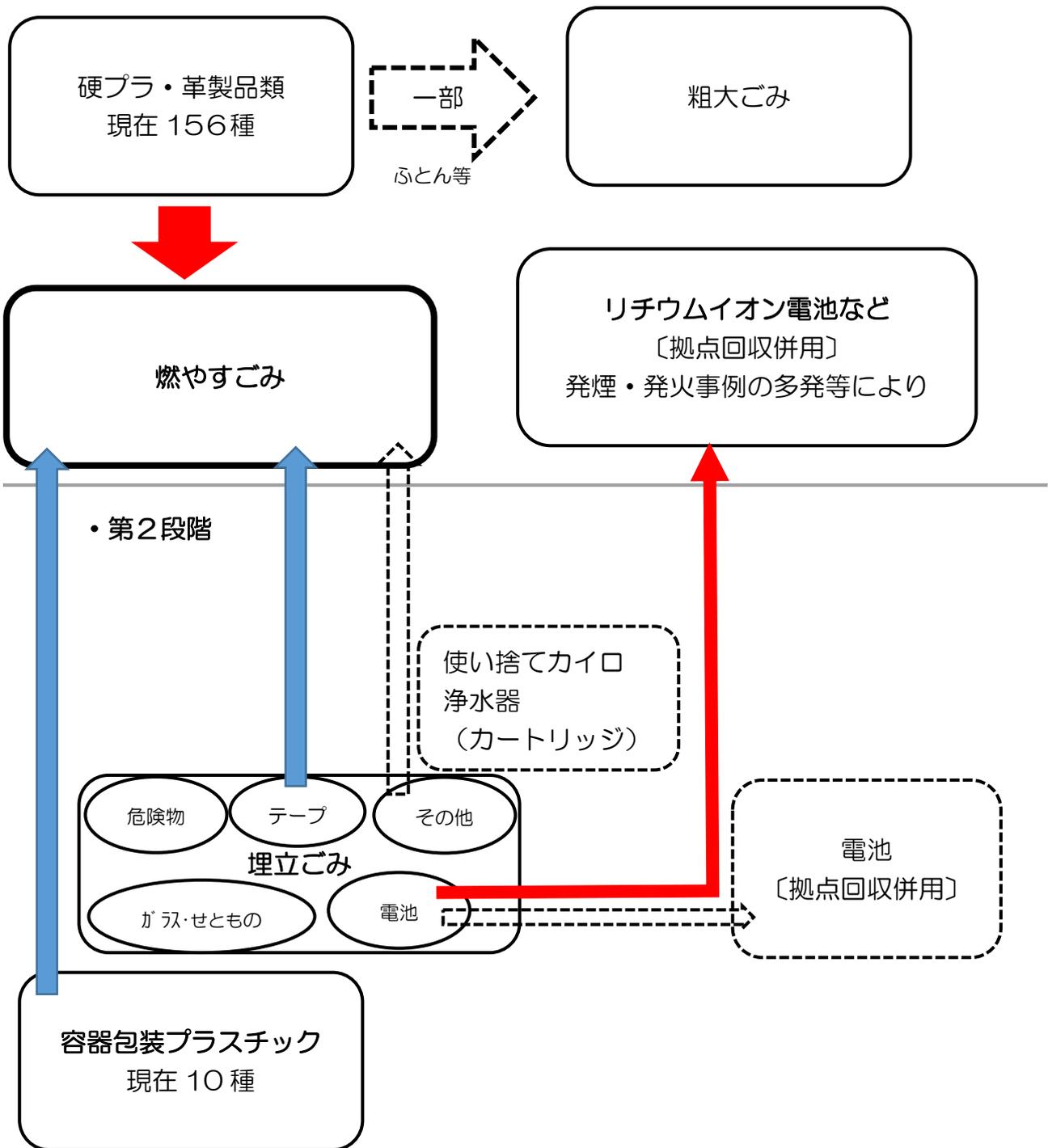


図 7-2 ごみ分別区分の見直しイメージ

表 7-2 ごみ分別区分の見直しイメージ

燃えるもの		分別区分	品目例	燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）	燃えないもの（資源）		分別区分	品目例
燃えるもの		可燃ごみ	生ごみ、リサイクルできない紙くず（ティッシュ、カーボン紙、写真など）、草・落ち葉、汚れの落ちないラップ類・容器等、アルミ箔、おむつ、下着類など		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		硬プラ・革製品類	バケツ、洗面器、CD、靴、かばん、ゴムホース、カーペット、ふとん、毛布、ぬいぐるみ、枝木類、トロ箱、汚れの落ちないボトル類など	第2段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		容器包装プラスチック	カップ・パック・トレイ類、ボトル・チューブ類、ポリ類、ラップ類、キャップ・ネット・緩衝材類など		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		びん類	無色透明 有色	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		金属類	飲食料用のびん、飲食料品用びん、調味料のびん		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		ペットボトル	小型家電製品類、刃物類、金属容器・製品類、傘、スチール缶、ホットカーペットなど	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		アルミ缶	[PET1マークのあるもの] 飲料用容器・特定調味料の容器		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		埋立ごみ	[アルミマークのあるもの] 飲料用の缶	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		廃食用油	危険物（カセットボンベ、スプレー缶、ライター）、テープ類（ビデオテープ、カセットテープ）、ガラス・せともの・乾電池類（*1）、その他（カイロ、浄水器カートリッジ、割れたびん、汚れたびんなど）		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		紙・布類	植物性食用油	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		水銀使用廃品	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、その他（紙類、チラシ、包装紙、はがき、シュレッダーごみなど） 衣類（シャツ、セーター、ズボン、スカートなど） 古布類（シーツ、タオルなど）		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	水銀体温計、水銀温度計、水銀血圧計、蛍光管	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど	第1段階		燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）
燃えないもの（資源）		粗大ごみ	タンズ、机、ソファ、ベット、ストーブ、ファンヒーター、スーツケース、自転車、畳、ステレオ、電子レンジなど		第1段階	燃えないもの（資源）		燃やすごみ （「可燃ごみ」から 「燃やすごみ」へ 名称変更）

\*1：乾電池類のうち、リチウムイオン電池

表 7-3(1) 第 2 段階開始後の分別区分イメージ

・集積場回収

区分	主な品目	備考
(可燃ごみ)		
燃やすごみ	生ごみ、紙くずなど (旧：硬プラ、革製品類など) (旧：容器包装プラスチック類など)	
(資源ごみ)		
びん類	飲食料用・調味料用びん	
金属類	小型家電類、刃物類、金属容器、金属製品類など	
ペットボトル	飲料用・調味料容器	
アルミ缶	アルミ製飲料用缶	
廃食用油	植物性廃食用油	
紙・布類	新聞・雑誌、ダンボール、紙パック、 その他紙、布類、古着類	
(埋立ごみ)		
埋立ごみ	スプレー缶など危険物、陶器類、ガラス製品など	
電池	乾電池(ボタン電池除く)	

・戸別収集 (50 cmを超えるもの)

区分	主な品目	備考
(粗大ごみ)		
粗大ごみ	家具類、家電製品類、自転車 など	

・拠点回収 (市民センターなど)

区分	主な品目	備考
(小型家電)		
小型家電	パソコン、携帯電話、ラジオ、ビデオ カメラなど	
(水銀使用廃製品)		
水銀使用廃製品	蛍光管、体温計、血圧計など	
(電池)		
電池	乾電池など(自動車用バッテリー、ボ タン電池を除く) リチウムイオン電池	

表 7-3(2) 第 2 段階開始後の分別区分イメージ

・不燃物処理場へ持込

区分	主な品目	備考
(不燃ごみ)		
不燃ごみ	コンクリート、ブロック、瓦など	

・指定引取場所への持込

(家電 4 品目)		
家電 4 品目	エアコン、テレビ、冷蔵庫、洗濯機・衣類乾燥機	
(消火器)		
消火器	消火器	

・販売店や廃棄物処理事業者へ依頼

(有害物資を含むもの)		
薬品類	廃農薬、殺虫剤など	
塗料	塗料、ペンキ	
(危険性があるもの)		
燃料油	灯油、ガソリン、軽油など	
溶剤	シンナーなど	
ガスボンベ	ガスボンベ	
(感染性廃棄物)		
感染性廃棄物	使用済注射器針など	
(PCB 使用機器)		
PCB 使用家電	PCB 使用蛍光灯安定器など	
(石綿含有物)		
石綿含有物	石綿を含む建材など	
(自動車部品)		
自動車部品	自動車部品、タイヤなど	
(処理困難物)		
処理困難物	浴槽、温水器、浄化槽、太陽熱ヒーター、太陽光パネル、ピアノ、ドラム缶、鉄筋など、及び法令で定める処理困難物	

## 8. 収集回収の変更

これまでの「可燃ごみ」は、収集体制等に変更はありませんが、名称を「燃やすごみ」に変更し、第1段階として「硬プラ・革製品類」は「燃やすごみ」として月1回の収集から週2回、リチウムイオン電池は拠点センターなどで随時回収とします。

また、第2段階として「埋立ごみ」(テープ、カイロなど)の一部は、年6回から週2回へ、容器包装プラスチックは週1回から週2回に変更となります。

なお、「燃やすごみ」は、これまでと同様に指定ごみ袋(有料)に入れて出す必要があります。

### 第1段階

品 目	現行の収集回数	変更後の収集回数
可燃ごみ	週2回	収集回数変更なし(燃やすごみに名称変更)
硬プラ・革製品	月1回	週2回(燃やすごみに名称変更)
リチウムイオン電池など	随時	随時(拠点センター 回収BOXなど)

### 第2段階

品 目	現行の収集回数	変更後の収集回数
埋立ごみ (テープ、カイロなどの一部の品目について)	年6回	週2回(燃やすごみに名称変更)
容器包装プラスチック	週1回	週2回(燃やすごみに名称変更)

## 9. 移行にあたって

### 9-1 周知方法

市民への周知方法として、インターネットや広報紙をはじめ、チラシやポスターの配布や掲示、スマートフォンアプリ（アプリを活用したごみ出しルールへの周知）による周知、出前講座の活用や分別方法や出し方などを詳細に示した冊子等を作成して周知に努めます。

### 9-2 移行時期

令和3年度以降、まず第1段階から開始し、今後の住民ニーズを見据えながら、柔軟に対応して進めます。

ごみ分別区分の見直し時期は、図9-1に示します。

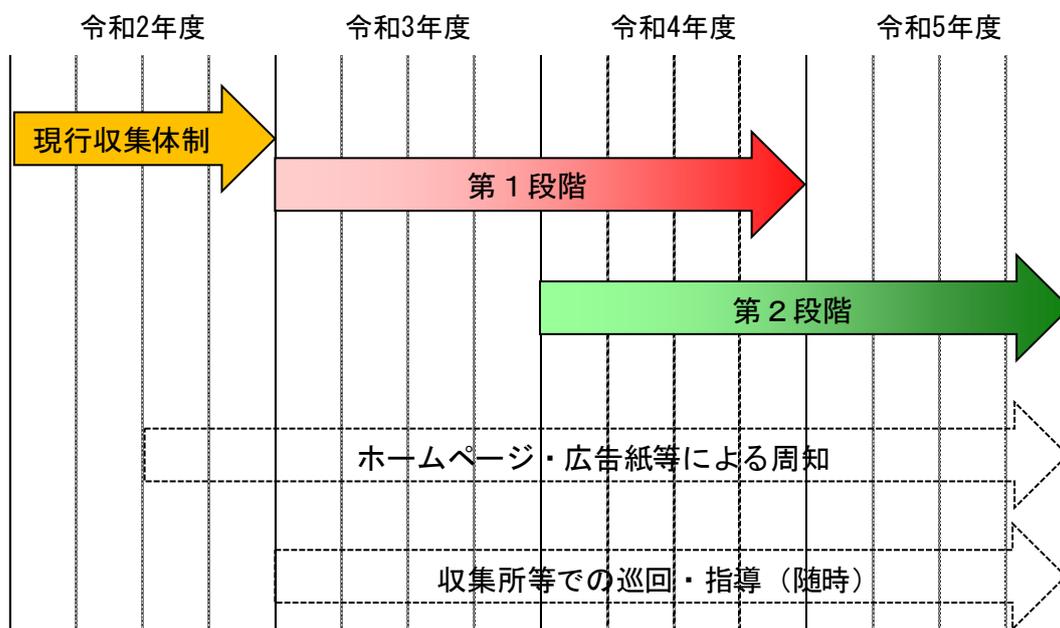


図9-1 移行時期イメージ

## 10. 今後の課題

一般廃棄物処理を取り巻く状況は、社会情勢や関連法令等に基づき、適正かつ効率的な収集・運搬・処理体制を構築することが求められています。

伊賀北部では、2019年9月末日をもって「RDF発電所」が停止することとなったことから、停止後の「硬プラ・革製品類」の処理について見直しを行ってきました。

今後は、将来的な名張市・青山地区を含めた一般廃棄物の広域化処理を念頭におき、ごみの排出状況や施策の効果を見極め、民間委託化等の方向性なども検討するとともに、住民ニーズを見据えながら、柔軟に対応していく必要があります。